８．「営業日及び営業時間」は、特定信託為替取引の形態が複数存在する場合には、全てについて記載すること。

９．「利用者が支払うべき手数料、報酬若しくは費用の金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法」は、業務委託先等に対して利用者が支払う金額を併せて記載すること。

10．記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第４面の次に添付すること。

（第５面）

⑵　特定信託受益権の発行時点、消滅時点及び移転時点

（記載上の注意）

１．「発行時点」及び「消滅時点」は、特定信託会社が特定信託受益権の受益者に対して負担する償還債務又は第３条の７に規定する特定信託受益権の履行等金額による買取債務の発生時点及び消滅時点を記載すること。

２．「移転時点」は、利用者が他の利用者に対して特定信託受益権を移転することを請求した場合に、特定信託受益権の受益者が変更される時点を記載すること。

３．記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第５面の次に添付すること。

（第６面）

⑶　特定信託為替取引の概要図